

(案)

(仮称)相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例(案)の骨子

1 趣旨

この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)の規定に基づき、相模原市簡易水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

2 簡易水道事業の設置

生活用水その他の浄水を市民に供給するため、相模原市簡易水道(以下「簡易水道事業」という。)を設置する。

3 法の財務規定等の適用

法第2条第3項及び政令第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

4 経営の基本等

(1)簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(2)簡易水道事業の水道名、給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

水道名	給水区域	給水人口 (人)	1日最大給水量(立法メートル)
青根簡易水道	緑区青根	930	1,100
葛原簡易水道	緑区名倉葛原及び日向	300	110
牧野中央簡易水道	緑区牧野大久和、中尾、川上、堂地、新和田、篠原、馬本、吉原、大鐘、小津久、奥牧野、竹久保及び伏馬田	1,386	441

5 重要な資産の取得及び処分

法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に

供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が40,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

6 議会の同意を要する賠償責任の免除

法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

7 会計事務の処理

法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 現金の出納の一部及び保管に関すること。

(2) 有価証券の保管に関すること。

8 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等

簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が1,000,000円を超えるもの

(2) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が1,000,000円(交通事故に係るもので、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けるものにあつては、同法に規定する当該保険金額の最高額)を超えるもの

(3) 市がその当事者である訴えの提起、和解及び調停で、その目的物の価額が1,000,000円を超えるもの

(4) 市がその当事者である審査請求その他の不服申立て、あっせん及び仲裁

9 業務状況説明書類の作成

(1) 市長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年

度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- (2) 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

ア 事業の概況

イ 経理の状況

ウ 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

- (3) 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

1 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 他の条例の一部改正

この条例の制定に伴い、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)、相模原市特別会計条例(昭和39年相模原市条例第16号)及び、相模原市簡易水道条例(平成18年相模原市条例第25号)について必要な改正を行う。